

○稻敷市立学校児童生徒に対する通学定期券等交付要綱

平成27年12月25日

教育委員会告示第10号

改正 平成29年3月27日教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、稻敷市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に通学する児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者の負担軽減を図るため、通学定期券等を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 通学定期券等の交付を受けることができる者は、稻敷市内に在住している児童等のうち、次の各号のいずれかに該当する児童等とする。

- (1) 学校に旅客運賃を徴して交通の用に供する一般乗合旅客自動車等（以下「交通機関」という。）を利用して通学する児童等
 - (2) 怪我等のやむを得ない理由で、臨時に交通機関を利用して学校に通学する児童等
- 2 前項の規定にかかわらず、通学すべき学校として指定された学校以外に通学する児童等は交付の対象としない。ただし、市長が特別に認めるものについてはこの限りではない。

(交付申請)

第3条 通学定期券の交付を申請しようとする児童等の保護者（以下「申請者」という。）は、学期ごとに定められた期日までに通学定期券交付申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に通学定期券代理購入に関する委任状（様式第2号。以下「委任状」という。）を添えて児童等の通学する学校の校長に提出するものとする。ただし、年度の途中で転入等により前条第1項の各号のいずれかに該当するようになった児童等の保護者は、速やかに申込書に委任状を添えて当該校長に提出しなければならない。

- 2 当該校長は、前項における申込書を取りまとめ、通学定期券交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）により申込書及び委任状を添えて、教育委員会を経由して市長に提出しなければならない。また、前項ただし書における申込書及び委任状については、申込みがあり次第、遅滞なく申請書に添えて市長に提出しなければならない。
- 3 通学定期券の交付を受けない者で、怪我等のやむを得ない理由で交通機関を利用した児童等の保護者は、通学費精算交付申請書（様式第4号。以下「精算申請書」という。）により当該校長を経由し、市長へ届け出るものとする。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、申請書を審査し、交付を決定した場合は、通学定期券交付決定通知書（様式第5号）により、不交付を決定した場合は、通学定期券不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 市長は、精算申請書を審査し、交付又は不交付を決定した場合は、通学費精算交付・不交付通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（通学定期券等の交付）

第5条 市長は通学定期券の交付を決定した者に対し、利用開始を希望する日までに、当該校長を経由して交付するものとする。

- 2 第3条第1項ただし書の申込みについて通学定期券の交付を決定した場合は、速やかに当該校長を経由して交付するものとする。
- 3 市長は通学費精算の交付を決定した場合は、速やかに指定の口座に振り込むものとする。

（変更の届出及び返還）

第6条 通学定期券の交付を現に受けている児童等が、住所、通学方法、通学校等に変更を生じたときは、異動届（様式第8号）により当該校長を経由し、教育委員会へ提出しなければならない。

- 2 前項の変更により、第2条に掲げる資格を失うこととなったときは、当該校長を経由し、市長へ速やかに通学定期券を返還しなければならない。

（再交付）

第7条 通学定期券の交付を受けている児童等がこれを紛失その他の事由により失ったときは、再交付はしないものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、通学定期券等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(稻敷市立学校児童生徒通学費補助金交付要綱の廃止)
- 2 稲敷市立学校児童生徒通学費補助金交付要綱（平成25年稻敷市教育委員会告示第2号）は、廃止する。

附 則（平成29年教委告示第4号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

稻敷市立　　学校

校　長　　様

申請者（保護者）

住　所

氏　名

印

連絡先

通学定期券交付申込書

稻敷市立学校児童生徒に対する通学定期券等交付要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり通学定期券の交付を申し込みます。

児童・生徒名	学年組	保護者との続柄	公共交通機関名

※学年組は通学期間のはじまる時点のものを記入してください。

- 1 乗車区間：_____ 停留所～停留所
- 2 通学距離：居住地から学校までの通学距離 km
- 3 通学期間：____年____月____日～____年____月____日（　学期）

様式第2号（第3条関係）

年　月　日

稲敷市長 様

住 所
氏 名
連絡先

印

通学定期券代理購入に関する委任状

私は、稲敷市立学校児童生徒に対する通学定期券等交付要綱第3条第1項の規定により、稲敷市長を代理人に定め、下記の通学定期券購入に関する権限を委任します。

記

定期券利用者名	委任者との間柄	乗車区間	公共交通機関名	利用期間
		～		～
		～		～
		～		～
		～		～

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

稲敷市長 様

稲敷市立 学校

校 長

印

通学定期券交付申請書

稲敷市立学校児童生徒に対する通学定期券等交付要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり通学定期券の交付を申請します。

記

児童・生徒名	学年組	住所	保護者氏名	利用する区間	バス会社	通学距離	利用期間	料金	連絡先
				～		km			
				～		km			
				～		km			
				～		km			
				～		km			
				～		km			

様式第4号（第3条関係）

年　月　日

稻敷市長様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

印

連絡先

通学費精算交付申請書

下記のとおり公共交通機関を利用して通学しましたので、稻敷市立学校児童生徒に対する通学定期券等交付要綱第3条第3項の規定により申請します。

記

1 対象となる児童名又は生徒名：

2 利用期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

3 利用区間：往路 _____ ～ _____ (日間)

復路 _____ ～ _____ (日間)

4 精算対象額： _____ 円

5 振込先

金融機関名	種目
銀行・信用金庫 労働金庫・協同組合	本・支店 普通（総合）・当座・その他
口座番号	(フリガナ) 口座名義人

上記のとおり相違ないことを確認しました。

年 月 日
稻敷市立.....学校 校長.....印

様式第5号（第4条関係）

年　月　日

稻敷市立　　学校長 様

稻敷市長

印

通学定期券交付決定通知書

稻敷市立学校児童生徒に対する通学定期券等交付要綱第4条第2項の規定により、下記の者について通学定期券を交付することを通知します。

記

児童・生徒名	学年組	保護者氏名	利用する区間	バス会社
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	

様式第6号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

稻敷市長

印

通学定期券不交付決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました通学定期券の交付につ
きましては、下記のとおり交付しないことと決定しましたので、稻敷市立学校
児童生徒に対する通学定期券等交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1. 児童・生徒名
2. 学校名
3. 住 所
4. 不交付の理由

様式第7号（第4条関係）

年　月　日

様

稻敷市長

印

通学費精算交付・不交付通知書

年　月　日付けで申込みのありました通学費精算については、
稲敷市立学校児童生徒に対する通学定期券等交付要綱第4条第3項の規定によ
り、交付・不交付することに決定したので通知します。

記

1 対象となる児童名又は生徒名：

2 利用期間： 年　月　日～ 年　月　日

3 利用区間：往路 _____～_____ (日間)

復路 _____～_____ (日間)

4 精算対象額： _____ 円

5 振込先

金融機関名	種目
銀行・信用金庫 労働金庫・協同組合	本・支店 普通(総合)・当座・その他
口座番号	(フリガナ) 口座名義人
-----	-----

6 交付しないこととなった理由（※不交付の場合のみ）

様式第8号（第6条関係）

年　月　日

稻敷市教育委員会教育長 様

届出者（保護者）

住 所

氏 名

印

連絡先

異動届

下記のとおり異動がありましたので、稻敷市立学校児童生徒に対する通学定期券等交付要綱第6条第1項の規定により届けます。

記

1 対象となる児童名又は生徒名：

2 異動 年 月 日： 年 月 日

3 異動内容

	新	旧
住 所		
通 学 方 法		
通 学 校		
そ の 他		

※該当する事項のみ記入して下さい。